

## 令和6年度 予防接種事業計画

【定期予防接種(A類疾病(旧一類疾病))】

予防接種名		対象年齢	標準的な接種期間	間隔及び回数	注意事項
五種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ ヒブ	初回	生後2月～90月に至るまで ※令和6年4月1日から定期接種化	生後2月～生後7月に達するまで	3回 (20日以上の間隔を置いて3回)	※令和6年4月1日から定期接種化 定期接種実施要領の改正通知を御確認ください。
	追加		1期初回接種(3回)終了後 6月～18月に達するまで	1回 (第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔を置いて1回)	
四種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ	初回	生後2月～90月に至るまで ※令和5年4月1日から生後2か月から開始に変更	生後2月～生後12月に達するまで	20日以上(標準的には56日まで)の間隔で3回	
	追加		1期初回接種(3回)終了後 12月～18月に達するまで	1回 (第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔を置いて1回)	
二種混合 ジフテリア 破傷風	2期	11歳～13歳未満	11歳	1回	・予診票は11歳になった誕生月の翌月に郵送する。 ・十分な免疫を得るには、四種混合1期(4回)を接種していることが重要です。接種が終了していない人は、任意で予防接種をすることができます。 ・接種量に注意する。
麻しん 風しん混合	1期	生後12月～24月に至るまで		1回	
	2期	5～7歳未満の小学校就学前1年間		1回	
	5期	昭和37年4月2日生～昭和54年4月1日生まれの男性(※風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く)		1回	・昭和37年4月2日～昭和41年4月1日生まれの男性で、令和元年度から令和5年度までにクーポン未利用者に対し市から個別勧奨通知する。 ※対象期間:令和7年3月末まで
日本脳炎	1期	生後6月～90月に至るまで	3歳	6日以上(標準的には28日まで)の間隔で2回	・接種方法は、予防接種Q&A、予防接種ガイドライン等を参照。 ・3歳未満の接種量に注意する。
			4歳 (1期初回終了後6月以上(標準的には1年)おく)	1回	
	2期	9～13歳未満	9歳	1回	・接種方法は、予防接種Q&A、予防接種ガイドライン等を参照。 ・予診票は誕生月翌月に、対象者へ個別通知する。
	特例	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれは 20歳未満			・接種方法は、予防接種Q&A、予防接種ガイドライン等を参照。 ・予診票の再発行等は、随時保健センターで発行する。
BCG		1歳に至るまで	生後5月～8月に達するまで	1回	
水痘	初回	生後12～36月に至るまで	生後12月～生後15月に達するまで	1回	・過去に水痘に罹患した者、水痘の予防接種を規定の間隔で2回接種済みの者は除外する。
	追加		初回接種終了後、6月～12月までの間隔をおく	1回	
ヒブ	初回	生後2～60月に至るまで	接種開始: 生後2月～7月未満	27日以上(標準的には56日まで)の間隔で3回	・接種開始時期により接種回数が異なるため注意。 接種開始:7か月～1歳未満 初回免疫2回+追加免疫1回 接種開始:1歳～5歳未満 1回 ・初回接種(2回目・3回目)は、生後12月に至るまでに行い、12月を超えた場合は行わない。 ・追加接種は、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合、初回接種にかかる最後の注射終了後、27日(医師が必要とするときは20日)以上の間隔を置いて1回行う。
	追加		初回終了後7月以上の間隔をおく	1回	

定期予防接種

【定期予防接種(A類疾病:旧一類疾病)】

予防接種名		対象年齢		標準的な接種期間	間隔及び回数	注意事項	
定期 予防 接種	小児用肺炎球菌	13価	初回	生後2～60月に至るまで	初回接種: 生後2月～7月に至るまでの間 (生後24月未満で終了)	27日以上の間隔で3回	・初回接種のうち、2回目及び3回目の注射は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない(追加接種は実施可能)。 また、初回接種のうち、2回目の注射は生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち3回目の注射は行わない(追加接種は実施可能)。
		15価	追加		追加接種: 生後12月～15月に至るまでの間に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回		
	子宮頸がん	2価サーバリックス	・小学校6年生～高校1年生の女子		中学1年生	3回	・予診票は市が発行するものを使用する。 ・3回とも原則同一ワクチンの接種を行う。 ・年度内に3回終了するために9月末までに接種を開始する。
		4価ガーダシル	・キャッチアップ接種 (※令和7年3月末まで) (※令和6年度対象:平成9年4月2日～平成20年4月1日)		中学1年生	3回	
		9価シルガード	※9価ワクチンは、令和5年4月開始		中学1年生	3回	
	B型肝炎		1歳に至るまで		生後2～9月に達するまで	3回 27日以上の間隔で2回 1回目の接種から139日以上の間隔で1回	・HBs抗原陽性者の妊婦から生まれた乳児として健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与(抗HBs人免疫グロブリンを併用)の全部又は一部を受けた者は除外する。
ロタ(ロタリックス、ロタテック)		ロタリックス:生後6週～24週未満 ロタテック:生後6週～32週未満			ロタリックス:4週間以上の間隔をおいて2回経口接種 ロタテック:4週間以上の間隔をおいて3回経口接種	・標準的には2か月から接種を開始する。 ・初回接種は、生後2月から生後14週6日までに行う。 ・原則として同一ワクチンを接種する。	

【定期予防接種(B類疾病:旧二類疾病)】

予防接種名		対象年齢		標準的な接種期間	接種方法	注意事項
定期 予防 接種	インフルエンザ	・65歳以上 ・60歳から64歳で身体障害者手帳1級(内臓疾患)相当			(毎シーズン)1回	・60歳以上64歳の左記の対象者へは、事前に【定期対象者】書類を個別通知しています。請求時は、【定期対象者】書類を添付してください。 ・接種期間は10月1日から12月31日までとする(国の動向により変動する場合がある)。 ・減免対象者は、左記対象者で生活保護世帯の者とし、事前申請により「減免決定通知書」を発行します。請求時は、対象者から提出された「減免決定通知書」を請求時に添付してください。
	高齢者の肺炎球菌	・65歳の者 ・60歳以上64歳の者であって、心臓、腎臓または呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活に制限される程度の障がい有する者 (身体障害者手帳1級(内臓疾患)相当)			1回	・60歳以上64歳の左記の対象者へは、事前に【定期対象者】書類を個別通知しています。請求時は、【定期対象者】書類を添付してください。 ・減免対象者は、左記対象者で生活保護世帯の者とし、事前申請により「減免決定通知書」を発行します。請求時は、対象者から提出された「減免決定通知書」を請求時に添付してください。 ・過去に23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン(ニューモバックス)を接種したことがある者は対象から除外する。 ・65歳以上の5歳刻みで実施していた、特例経過措置については、令和6年3月31日で終了。
	新型コロナワクチン	・65歳の者 ・60歳以上64歳の者であって、心臓、腎臓または呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活に制限される程度の障がい有する者 (身体障害者手帳1級(内臓疾患)相当)			(毎シーズン)1回	・60歳以上64歳の左記の対象者へは、事前に【定期対象者】書類を個別通知しています。請求時は、【定期対象者】書類を添付してください。 ・接種期間は10月1日から12月31日までとする(国の動向により変動する場合がある)。 ・減免対象者は、左記対象者で生活保護世帯の者とし、事前申請により「減免決定通知書」を発行します。請求時は、対象者から提出された「減免決定通知書」を請求時に添付してください。 ・令和6年度以降、注射生ワクチン以外のワクチンと同様、他のワクチンと接種間隔の規定をおかず、同時接種も医師が必要と認めた場合は行うことができる。

【任意予防接種(B類疾病:旧二類疾病)】

予防接種名		対象年齢		標準的な接種期間	接種方法	注意事項
任意 予防 接種	インフルエンザ	満18歳以下			1～4週の間隔で 1～2回	・より高い免疫効果を得るには、3～4週間の間隔が望ましい。 ・接種期間は10月1日から12月31日までとする(国の動向により変動する場合がある)。